

お知らせ
info

廃車・名義変更等の手続きはお早めに！

原付・軽自動車などの廃車・名義変更の手続きはお済みですか？

問 町民生活課 課税管理係 内線 2121

軽自動車税は、原動機付自転車（原付）、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を4月1日現在に所有登録されている人に課税されます。

「人に譲った」「廃車にした」「盗難にあった」「紛失して存在しない」場合でも、4月1日現在で手続きが完了していなければ、引き続き所有しているものとして課税されます。廃車（解体）や名義変更などがあった場合は、必ず3月末までに手続きをしてください。

軽自動車の車種	見 分 け 方	届 出 先
原動機付自転車 125cc 以下	■町（鬼北・広見・日吉）ナンバー ■ナンバーの色：白・黄・桃	■町民生活課課税管理係 ■日吉支所
小型特殊自転車 （農耕用・その他）	■町（鬼北・広見・日吉）ナンバー ■ナンバーの色：緑・水色	■愛治連絡所 ■三島連絡所
軽自動車 （四輪・三輪）	愛媛ナンバー	軽自動車検査協会愛媛事務所 住所：松山市南高井町 1814-2 ☎ 050-3816-3124
軽自動車（二輪） 126cc ~ 250cc		四国運輸局愛媛運輸支局 住所：松山市森松町 1070 ☎ 050-5540-2076
二輪の小型自動車 251cc 以上		

※町ナンバーの廃車・名義変更の手続きの際は、ナンバープレート、印鑑、車体番号等が分かるものをお持ちになってお越しください。

お知らせ
info

登録・変更・死亡届等の手続きはお早めに！

犬の登録(変更)・抹消等をお忘れではありませんか？

問 環境保全課 廃棄物対策係 内線 2441

飼い犬が死亡した場合や転出した場合、届出が必要です。

また、出生や譲渡（購入）により、新たに飼い主となった場合も、登録が必要です。いずれの手続きも法律で飼い主の義務と定められていますので、手続きをお忘れの方は早急に手続きを行ってください。

なお、自治体（町）への登録と血統証への登録は全くの別物です。血統証の発行を受けても、町への登録はされません。誤解により、自治体への登録をお忘れの飼い主が見受けられますので、町への登録が済んでいるかをご確認ください。



令和2年4月に、狂犬病予防注射（集合注射）を町内各会場で行います！

鬼北町に登録されている犬の飼い主の方には、4月上旬に案内ハガキを送付します。

手続き漏れなどがあると、すでに死亡した犬の飼い主に案内ハガキが届いたり、新たに犬の飼い主となった方に案内ハガキが届かなかったりします。

また、注射会場は混雑し、他の飼い主の方の迷惑となりますので、注射会場での登録（抹消含む）に関する手続きは一切受け付けていません。案内ハガキが届かなかった飼い主は、予防注射を受けられませんので、必ず事前に手続きを行ってください。

なお、該当の注射日の数日前になってもハガキが届かない場合は、環境保全課までお問い合わせください。